岡山飲食業協同組合 賛助会員規約

（目　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第 52 条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

（資　格）

第２条　賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（賛助会員に対する事業）

第３条　本組合は、第１条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

（１）本組合が開催するイベント等への参画

（２）本組合 HP や SNS 等への広告媒体の掲載

（３）本組合の毎月の活動に関する各種資料の提供

（４）本組合又は組合員との情報交換のための研修会・懇談会等の開催

（５）その他第１条の目的を達成するために必要な事業

（加　入）

第４条　賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

２　前項の諾否は、理事会において決する。

（会　費）

第５条　賛助会員は、年会費（加入日によらず毎年７月１日より翌年６月 30 日までの期間）を納入するものとする。

２　会費の額は、１口３万円とし、１口以上を負担するものとし、別に定める基準により本組合と協議のうえ決定するものとする。

（脱　退）

第６条　賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

（除　名）

第７条　本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

（１）本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員

（２）会費の納入を怠った賛助会員

（３）故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員

（４）犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

（その他）

第８条　賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付　則

この規約は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

令和　　年　　月　　日

岡山飲食業協同組合

代表理事　　緋 田　幸 生　　様

【加入申込者】

所 在 地

商　　号

代表者名

賛 助 会 員 加 入 申 込 書

貴組合の趣旨に賛同し、その事業活動に協力するため、賛助会員として加入致したく申し込みます。入会のうえは、賛助会員規約を遵守致します。

記

1．申 込 年 会 費　　口　　円

1．本件担当者等　　・所属部課・担当者氏名：

・支店・営業所等所在地：

・電話番号・ＦＡＸ番号：

・担当者メールアドレス：

1．その他参考事項　　・ホームページ　http

・添付書類（会社案内等）

令和　　年　　月　　日

賛 助 会 員 会 費 請 求 書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 御中

岡山飲食業協同組合

代表理事　　緋 田　幸 生

一金　３０，０００円

但し、令和５年度賛助会員会費として

上記のとおりご請求申し上げます。

１．振 込 先　　中国銀行　岡山駅前支店　普通預金　2511718

１．口座名義　　岡山飲食業協同組合　（ｵｶﾔﾏｲﾝｼｮｸｷﾞﾖｳ ｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲ）

岡山市北区本町９番13号

TEL　086-237-7755

１．振込期限　　令和７年　月末日

※振り込み手数料は会員負担でお願いいたします。